

(9)消費生活出前講座の活用について

町では、自治会、高齢者学級等を対象に「消費生活出前講座」を実施しています。

講師は、県の消費生活センターの専門相談員で、集落に出向き、最近増加する特殊詐欺の被害防止、消費者トラブルの対処法、高齢者・子どもにおこりやすい危険情報など、消費生活の安全・安心に関わる情報提供を行ないます。費用はかかりません。

希望される集落は、住民課消費生活相談窓口までご相談ください。

記

1. 実施時期 随時
2. 場 所 集落の集会施設等
3. 費 用 無料
4. 申込方法 事前(開催1か月前まで)に住民課にご連絡ください
5. そ の 他
 - ・会場のご準備をお願いします。
 - ・住民課職員も同行します。



【問い合わせ先】

住民課 消費生活相談窓口 担当：松本小百合

電話：68-3115

FAX：68-3866